

## 茅ヶ崎市役所本庁舎及び分庁舎内広告取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、茅ヶ崎市役所本庁舎及び分庁舎（以下「市庁舎」という。）内への広告の掲出又は表示（以下「掲載」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### (広告の範囲)

第2条 市庁舎内に掲載する広告は、その内容が公共性を損なうおそれのないものであって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）

第2条に規定するもの又はこれに類するもの

(2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業に係るもの

(3) 商品先物取引法（昭和25年法律第239号）第2条第3項に規定する先物取引に係るもの

(4) たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条に規定する製造たばこに係るもの

(5) 消費者保護の観点からふさわしくないもの

(6) 法律の定めのない医療類似行為に係るもの

(7) 労働者の募集に係るもの

(8) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのあるもの

(9) 政治団体又は政治活動に係るものと認められるもの

(10) 宗教活動に係るものと認められるもの

(11) 迷信若しくは非科学的と認められるもの

(12) 特定の事項についての主義又は主張に係るもの

(13) 世論が大きく分かれているもの

(14) 個人の宣伝に係るもの

(15) 市政運営に支障があると認められるもの

(16) 暴力団等の非合法組織若しくはその関連企業又は前身が非合法組織であった企業に係るもの

(17) 名前、写真、談話及び商標、著作物などを無断で使用したもの

(18) 詐欺的なもの、または、いわゆる不良商法とみなされるもの

(19) 前各号に掲げるもののほか、広告の内容又は表現が市庁舎内の指定した場所に掲載するものとして適当でないと市長が認めるもの

(広告の掲載ができる者)

第3条 広告の掲載ができる者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 個人である者（独立して自ら事業を営む者を除く。）
- (2) 市区町村民税を滞納している者
- (3) 前各号に掲げる者のほか、市庁舎内への広告を掲載する者として適当でないと認められる者

(広告の色彩)

第4条 広告の色彩は、掲載場所周辺との色合いを損なわないものとする。

(広告の掲載場所、件数及び規格等)

第5条 広告の掲載場所、件数及び規格等は、募集ごとに市長が指定するものとする。

(市庁舎内への広告の掲載に係る行政財産の目的外使用の使用料)

第6条 市庁舎内への広告の掲載に係る行政財産の目的外使用の許可期間に1月未満の端数があるとき、又は許可期間が1月未満のときの行政財産の目的外使用の使用料（以下「使用料」という。）は、日割をもって計算する。この場合において、使用料の日割の額は、茅ヶ崎市行政財産の用途又は目的外使用にかかる使用料条例（昭和56年茅ヶ崎市条例第2号。以下「使用料条例」という。）第3条第1項第3号の規定により算出した月額に12を乗じて得た額を365で除して得た額とする。

(広告掲載の申込み)

第7条 市庁舎内への広告掲載を行うために、行政財産の目的外使用の許可（以下「使用許可」という。）を申請する権利（以下「申請権利」という。）を得ようとする者は、市長が指定する期日までに、市庁舎内広告掲載申請権利申込書（第1号様式）に次のものを添えて申し込まなければならない。

(1) 法人にあつては納期限の到来している直近の、個人にあつては当該年度（4月1日から7月31日までに申し込む場合にあつては、前年度）の市区町村民税の納税証明書

(2) 事業内容を明らかにする書類

(3) その他募集ごとに市長が定めるもの

2 前項第1号の納税証明書は、申し込み時にその原本を提示することで写しに、市区町村民税の領収証書を提示することで領収証書の写しに代えることができる。

（使用許可の申請権利の決定）

第8条 使用許可の申請権利の決定は、募集ごとに市長が定めるものとする。

2 前項の決定については、申請権利を得た者（以下「申請権利者」という。）にはその旨を、申請権利を得なかった者にはその旨及び理由を市庁舎内広告掲載申請権利決定書により申込者に通知するものとする。

（使用許可の申請）

第9条 申請権利者は、茅ヶ崎市市有財産規則（平成11年茅ヶ崎市規則第49号。以下「市有財産規則」という。）第18条第1項の規定による茅ヶ崎市行政財産使用申請書（市有財産規則第1号様式。以下「申請書」という。）を提出しなければならない。

2 前項の申請書には、広告の版下及び広告に係る業が国、県、市又はその他の団体の許可等を要している場合、その書面の写しを添付しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、後日提出することができる。

（広告の内容の修正）

第10条 市長は、前条第2項に規定する広告の版下を審査の結果、当該審査に係る広告の内容に修正をすべき箇所があるときは、その修正を申請者に求めることができる。

（使用許可の実施）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、市庁舎内への広告掲載に係る使用許可を行わないことができる。

- (1) 広告の内容が第2条第1項各号のいずれかに該当すると認められるとき。
- (2) 使用許可の申請者が第3条第1項各号に該当すると認められるとき。
- (3) 使用許可の申請者が第9条第2項に規定するものを提出しないとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が使用許可を行わない必要があると認めるとき。

(市長の使用許可を受けた者の責任)

第12条 広告の掲載内容及び広告媒体の管理に関する責任は、市長の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が負うものとする。

(広告の制作等)

第13条 広告の制作、掲載及び撤去等は、使用者が自己の負担により行うものとする。

(取りやめの申出)

第14条 広告の掲載を取りやめようとするときは、書面により市長に申し出なければならない。

(補則)

第15条 この要綱、市有財産規則、使用料条例及びその他関係諸法令に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年3月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年2月1日から施行する。

第1号様式（第7条関係）

市庁舎内広告掲載申請権利申込書

年 月 日	
(あて先) 茅ヶ崎市長	
申込者 住所又は所在地	
氏名又は名称及び代表者氏名	
印	
電話番号 ( )	
市庁舎内の広告掲載に係る行政財産の目的外使用の許可を申請する権利について、 次のとおり申込みます。	
広告掲載期間	年 月 日から 年 月 日まで
広告掲載場所	
申込み件数	件
添付書類	<input type="checkbox"/> 市区町村民税の納税証明書（写し） <input type="checkbox"/> 事業内容を明らかにする書類 <input type="checkbox"/>

	<input type="checkbox"/>
--	--------------------------